被災宅地危険度判定制度
及び
被災宅地危険度判定士の登録について

令和8年度　石川県被災宅地危険度判定士講習会

石川県土木部建築住宅課

【読上げ音声】VOICEVOX：波音リツ

１　制度の概要

２　判定実施要綱

３　判定士登録

４　判定の概要

１　制度の概要について

被災宅地危険度判定制度

①災害対策本部が設置されるような大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、

②要請を受けた被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度判定を実施し、

③被害の状況を迅速かつ的確に把握することにより、

被災した宅地の二次災害の軽減･防止
住民の安全を確保することを目的

参 考

被災建築物応急危険度判定制度

①地震により被災した建築物について、

②余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性を、できる限り速やかに判定し、

③その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、

被災の人命に係わる二次的災害を防止

「宅地」とは

（石川県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号）

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地

> 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供されている土地**以外の土地**

のうち以下のいずれか

① 住居である建築物の敷地

② 危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地

③ ①及び②に被害を及ぼすおそれのある土地

被災宅地危険度判定士とは

①被災した市町村又は都道府県の要請により、
宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者

②主に土木、建築等の技術者で、一定の
専門技術資格・経験を有し、

③都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」を受講した後に登録した者

制度の経緯と登録状況

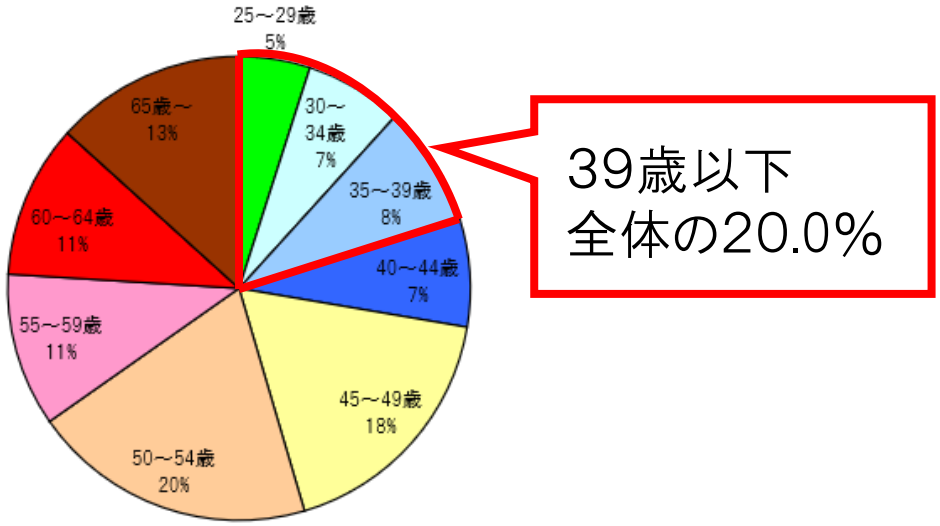
経　緯

平成 9年5月	被災宅地危険度判定連絡協議会が設立
平成15年度～	各都道府県で判定士の登録事務開始
平成19年度～	石川県において、登録事務開始

登録状況

石川県登録の判定士数

383名



「被災宅地危険度判定連絡協議会」とは

- 平成7年阪神・淡路大震災での宅地災害を教訓
- 被災宅地危険度判定活動をより円滑かつ適切に実施するために、都道府県、政令指定都市等を会員とし、平成9年5月に創設された協議会
- 本協議会では、大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定するため
  - ・判定方法の改善
  - ・会員相互の支援に関しての調整
  - ・判定における実施体制の整備　　などを推進

２　判定実施要綱について

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

（平成19年6月 1日施行）
（令和 5年5月26日改正）

第1条（目的）

第2条（用語の定義）

第3条（県の役割）

第4条（市町の役割）

第5条（宅地判定士の役割）

第6条（被災宅地危険度判定の実施）

第7条（判定結果の表示等）

第8条（資機材の調達及び備蓄）

第9条（他の都道府県に対する支援要請）

第10条（他の都道府県に対する支援）

第11条（委任）

第12条（所管課）

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

第3条 【県の役割】

- 市町及び関係団体と協議し、調整に努める。
- 被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 宅地判定士の登録及び更新に関する事務
- 国、他の都道府県及び関係団体等と連携し、危険度判定の円滑な実施のための体制整備をはかる。
- 被災宅地危険度判定について、住民に周知するため必要な措置を講ずる。

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

第4条 【市町の役割】

- 被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。
- 被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備。
- 被災宅地危険度判定について、住民に周知するため必要な処置を講ずる。

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

第5条 【宅地判定士の役割】

- 常に被災宅地危険度判定士に関する知識の習熟に努める。
- 被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

第6条 【被災宅地判定の実施】

- 市町長は、対象となる区域及び宅地を定める。
- 市町長は、実施のための支援を知事に要請。
- 知事は、宅地危険度判定士に要請、
  必要な支援を講ずる。
- 市町長は、宅地判定士の協力のもと、
  被災宅地危険度判定を実施する。

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

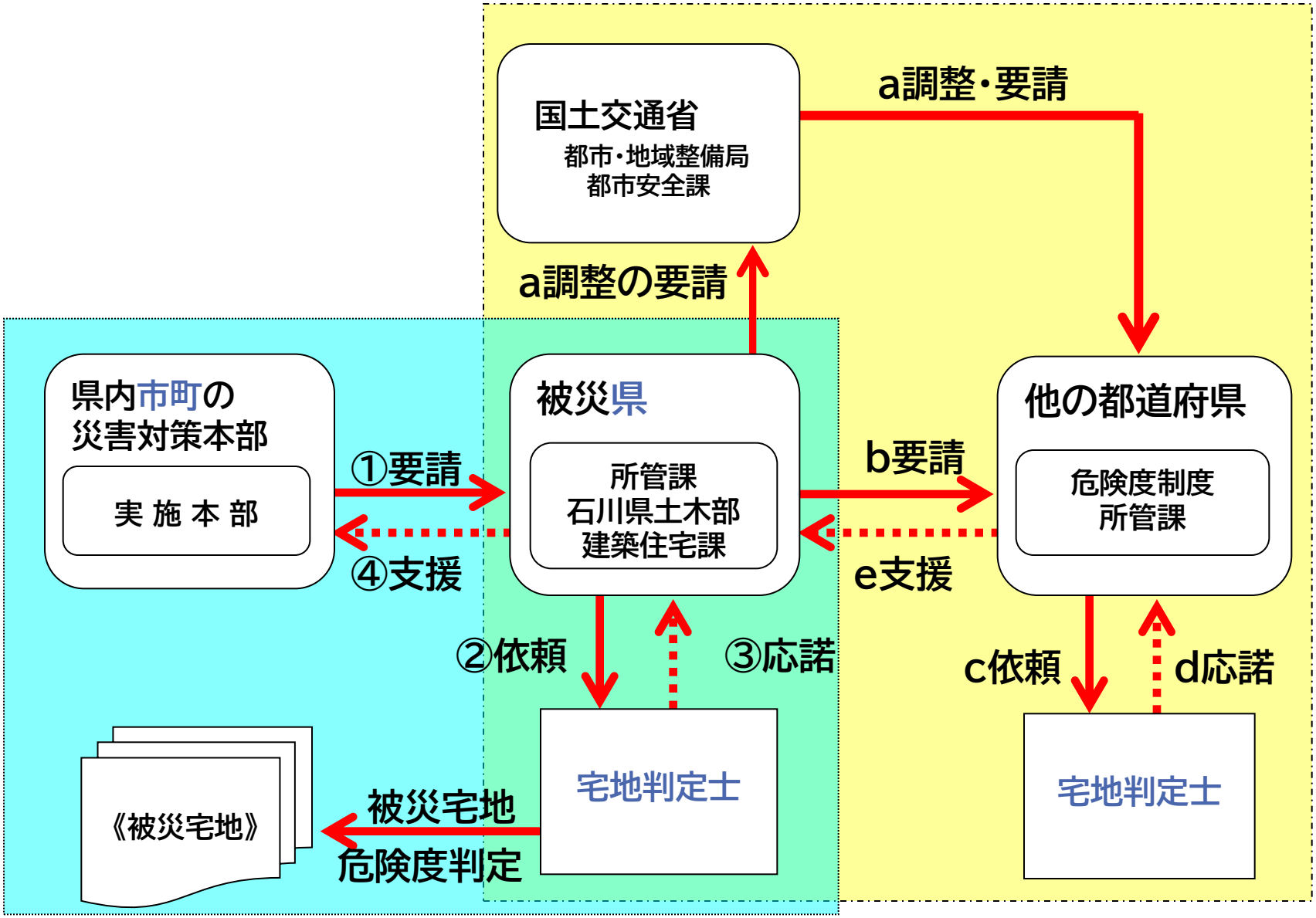
第9条 【他の都道府県に対する支援要請】

- 知事は、市町からの支援要請を受けた場合、国土交通省又は他の都道府県等に対し、危険度判定の実施のための支援要請をすることができる。

第10条 【他の都道府県に対する支援】

- 他の都道府県から、危険度判定の実施のための支援要請を受けた場合、宅地判定士の派遣等、支援措置を講ずる。

被災宅地危険度判定制度の実施体制図



３　判定士登録について

石川県被災宅地危険度判定士登録要綱

（平成19年6月 1日施行）
（令和 5年5月26日改正）

第1条（趣旨）

第2条（用語の定義）

第3条（登録）

第4条（他都道府県の登録者等）

第5条（登録証の交付）

第6条（申請事項の変更）

第7条（登録の更新）

第8条（登録証の再交付）

第9条（登録の辞退等）

第10条（登録講習）

第11条（宅地判定士名簿）

第12条（実施細目）

石川県被災宅地判定士登録要綱

第3条【登録】

- 県内に在住または勤務
- 一定の実務経験等を有する者

第３条第１項第１号…宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号

〃　〃　第２号…国又は地方公共団体の職員で土木･建築・宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験

〃　〃　第３号…国又は地方公共団体の職員で土木・建築・宅地開発に関して１０年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

- 知事が実施する養成講習会を受講し、登録認定を受けた土木･建築等の技術者

※登録の有効期間は、登録を受けた日から5年後の応答日の属する年度の末日まで

石川県被災宅地危険度判定士登録要綱

第5条 【登録証の交付】

- 一定の資格要件を有する者は、知事に登録を申請
- 知事は、被災宅地危険度判定士名簿に登録し、被災宅地危険度判定士登録証を交付

登録番号　○○－○○○○○○○○
被災宅地危険度判定士
登録証

（顔写真）

氏名　○○　○○
住所　石川県○○○○
生年月日　　○年○月○日

上記の者は、被災宅地判定士として登録されていることを証する。

年　　月　　日まで有効
年　　月　　日交付
石川県知事

【注意】
1　被災宅地危険度判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの登録証を携帯してください。
2　この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません
3　この登録証を紛失し、又は滅失したときは、すみやかに再交付を申請して下さい。
4　登録の更新には、有効期限満了までに被災宅地危険度判定士登録更新申請書を知事に提出する必要があります。

【被災宅地危険度判定士についての問い合わせ先】
石川県土木部建築住宅課　TEL(076)225-1778

登録番号

- 判定士の所属・資格要件等を明らかにするため全国一律に統一。
- 認定登録番号は、9個の英数字で表すこととし、
  左から2文字目と3文字目の間は、－（ハイフン）で結ぶ。

C2 － 23 1 0049

①　②　③　④

④6～9文字目：通番

③5文字目：資格要件該当
登録要綱3条1項1号：1
〃　〃　2号：2
〃　〃　3号：3
〃　2項　：4

②3・4文字目：認定登録年度
認定登録を行った年度を西暦下二桁

①1・2文字目：ブロックコード ＋ ブロック内都道府県コード

北海道東北	A	北海道1～福島7	近畿	D	福井1～和歌山7
関東甲信越	B	茨城1～長野0	中国四国	E	鳥取1～高知9
中部	C	富山1	九州沖縄	F	福岡1～沖縄8
		石川2			
		岐阜3			
		静岡4			
		愛知5			
		三重6			

石川県被災宅地判定士登録要綱

第6条 【申請事項の変更】

➢登録事項に変更がある場合は、知事に届出

・氏名
・居住地の住所及び電話番号
・勤務先の名称、所属部署、所在地及び電話番号

➢知事は、届出があった場合は、
被災宅地危険度判定士名簿を修正

石川県被災宅地判定士登録要綱

第7条 【登録の更新】

- 登録の更新を受けようとする者は、有効期間の終了までに、知事に申請

◎必要書類等
- 登録更新申請書（様式5）
- 現に有効な登録証
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm×横2cm）

- 知事は、届出があった場合は、被災宅地危険度判定士名簿を修正

４　判定の概要について

判定の概要

- 判定士を含む3人程度で1組
- 客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査
- 調査結果をもとに危険度を判定
- その他、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもある。

判定の概要

①被害状況確認（擁壁）

　全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。



②被害状況確認（宅盤）

　宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。



判定の概要

③被害状況の詳細調査

　各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していきます。



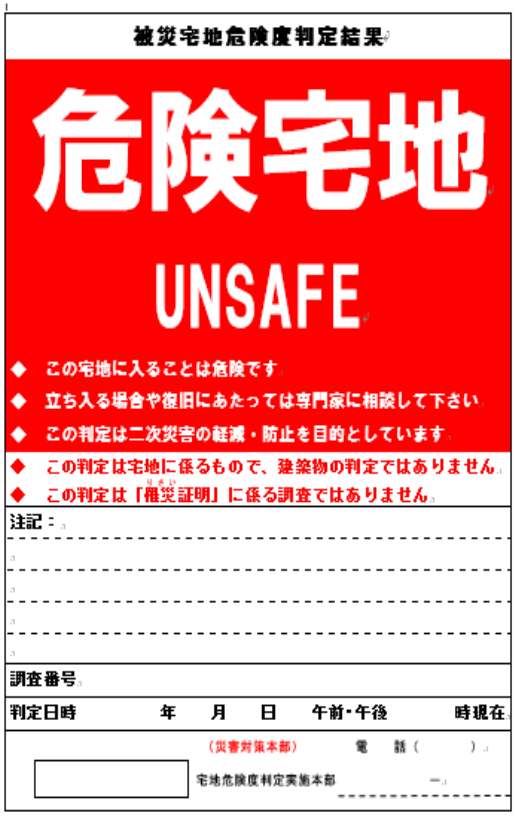
④調査結果の掲示

　宅地所有者や近隣住民が余震による二次災害にあわないよう、各宅地の被害点数に応じて、結果票を目立つ箇所に掲示し、宅地の状況を周知します。



判定結果の表示

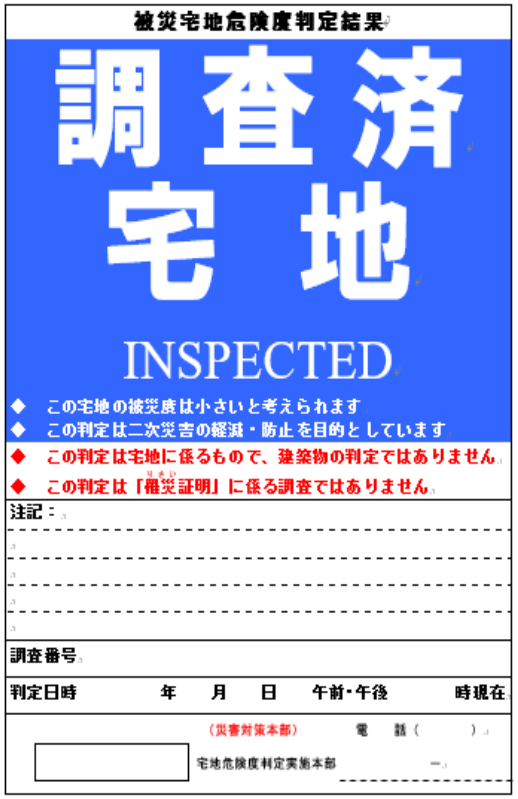
➢3種類のステッカーを宅地の見やすい場所に表示



危険宅地
この宅地に入ることは
危険です。



要注意宅地
この宅地に入る場合は
十分に注意してください。



調査済宅地
この宅地の被災程度は
小さいと考えられます。

【参考】

地震災害における判定の実施について

熊本地震における判定の実施について

（1）派遣の状況

期　　間	派遣職員数
H28年4月28日(木)～5月2日(月)	3人〔　県 3人〕

※派遣人数：
　3人/班×1班＝3人

（2）活動区域

カミマシキグン　マシキマチ
上益城郡益城町



(3) 活動内容

派遣期間(5日間)のうち、前後の移動日を除く3日間、判定活動を実施した。

調査件数は、95件。
(そのうち、危険(赤)が24件、要注意(黄)が20件。)



①計測



②表示

《参考》

被災宅地危険度判定調査結果（調査期間：H28. 4. 17～H29. 1. 11）

・判定実績：20, 022件

市町村名	調査件数					
		危険（赤）	要注意（黄）	調査済（青）	簡易調査	判定不能等
熊本市	5, 478	500	732	322	3, 901	23
その他	14, 544	2, 260	1, 296	663	10, 113	212
合　計	20, 022	2, 760	2, 028	985	14, 014	235

→「簡易調査」は、今回の地震で導入された判断で、下記のものが該当する。
- 被害のないことが目視で明らかなもの
- 被害は多少あり、余震等で被害の拡大が懸念されるが、建物や道路等に影響のないことが目視で明らかなもの

熊本地震の調査実績を基に
R3年度判定マニュアルの改訂により簡易的な調査方法「簡易記録」が規定された

※熊本県作成資料より

令和6年能登半島地震における判定の実施

(1) 実施の概要

期　　間	判定士数
令和6年2月13日(火)～21日(水)	延べ341人 (114班)自治体職員

※派遣人数:3人/班×1班＝3人

(2) 実施市町

内灘町
羽咋市
宝達志水町

(3) 判定実施件数:1,875件(3市町計)

危険(赤)　34%
要注意(黄) 26%
調査済(青) 40%



判定の様子(噴砂、沈下状況の計測)